



設備使用見積依頼書

一般社団法人電線総合技術センター宛

※太枠内をご記入ください

見積依頼日 年 月 日

申込者				支払者(請求書の宛名) ※申込者と同じ場合は記入不要			
会社名				会社名			
住所	〒			住所	〒		
部署・役職				部署・役職			
氏名				氏名			
電話番号		FAX番号		電話番号		FAX番号	
E-mail				E-mail			
ご依頼内容	設備名						
	ご希望使用日時						
	試験試料						
	試験概要(使用目的)						
	通信欄(その他、必要に応じてご記入ください)						

設備使用注文書

別紙「一般社団法人電線総合技術センター 受託試験・設備使用業務約款」及び見積書に同意し、申請します。

注文日	年	月	日	会社名	Ⓜ
-----	---	---	---	-----	---

※貴社様式の注文書でも可

Ⓜ:社印またはご担当者印

JECTEC記入欄

- 1. 受付No.JDP _____
- 2. 受付日/受付者 _____
- 3. 実施予定日 _____
- 4. 実施担当者 _____
- 注文書確認日/確認者 _____
- 試料受入日/確認者 _____

記録欄

	改-0	改-
	/	/
承認		
	/	/
対応指示		

(別紙)

一般社団法人電線総合技術センター 受託試験・設備使用業務約款

第1条(目的)

本約款は、委託者からの発注により一般社団法人電線総合技術センター(以下JECTECという。)が受託する評価・分析・試験業務(以下、受託試験という。)、又は委託者による設備使用に関する業務(以下、設備使用という。)を遂行するために、委託者と JECTEC の間で成立した個別契約の円滑な履行に関する基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(適用)

委託者及び JECTEC は、本約款及び第3条で成立した個別契約に従い契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第3条(個別契約の成立)

委託者が JECTEC 所定の試験見積依頼書又は設備使用見積依頼書に必要な事項を記入したものを JECTEC へ提示し、それを受けた JECTEC が見積書と当該業務日程を提示し、委託者がこれを承諾して試験注文書又は設備使用注文書を提出したとき、受託試験又は設備使用の個別契約は成立するものとします。

第4条(試料等の提供・返却)

委託者は、受託試験又は設備使用に必要な試料及び技術情報を JECTEC に無償で提供するものとします。

JECTEC は、委託者が希望する場合には、返却可能な試料を速やかに委託者に返却します。なお、返却に要する費用は、別に定めがない限り、委託者の負担とします。

第5条(個別契約の変更・解約)

委託者及び JECTEC は、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、個別契約を変更又は解約することができるものとします。料金は、両者協議の上、相当と認められる金額に変更するものとします。

第6条(委託者の立会い)

委託者の受託試験への立会い又は設備使用は、JECTEC 営業日の 9:00～17:00 とします。前記時間外又は営業日以外の受託試験への立会い又は設備使用は、お断りすることがあります。

第7条(設備使用に関する補償)

設備使用において、委託者の責に帰すべき事由により設備に故障、損傷又は何らかの異常が発生した場合は、委託者は JECTEC に対して修理代や損失の補填に要する費用を支払うものとします。

第8条(受託試験の報告書)

JECTEC は、個別契約で定められた期日までに受託試験を実施し、原則とし

て委託者と合意した期日までに報告書1部又は指定部数を委託者に提出します。報告書へ記載する宛名は委託者名とし、委託者以外の宛名での報告書は発行しません。

第9条(料金の支払い)

委託者は、個別契約で定めた料金を消費税額相当分と併せて、受託試験・設備使用の開始前、又は JECTEC が発行する請求書に記載された期日までに JECTEC の指定する銀行口座への振り込みにより、支払うものとします。

第10条(秘密保持)

JECTEC は、個別契約の内容、受託試験又は設備使用の結果及び委託者から提供を受けた技術情報又は商情情報のうち秘密と特定された事項に関して秘密を厳守し、委託者への書面による事前の同意なしには、当該業務の目的以外に使用せず、かつ第三者に開示せず、また漏洩しないものとします。

JECTEC は、第三者に試験の全部または一部を外注するときは、必要な情報を当該外注先に開示します。ただし、JECTEC は、当該外注先に対して、JECTEC が前項の規定にもとづき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

第11条(免責)

委託者が受託試験又は設備使用の結果を利用することにより生じた直接損害・間接損害については、JECTEC は一切の責任を負いません。

2. JECTEC の責めに帰すべき理由により当該業務の遂行方法に誤りがあったとき又は業務を完遂できなかったときは、JECTEC は委託者と協議の上、次に掲げるいずれかの補償を行います。

(1) JECTEC の費用負担のもとに当該業務の再実施を行う。

(2) 受託料金の減額または支払済みの料金の全部または一部を返還する。

ただし、本措置に関する連絡は、個別契約終了後1年以内とします。

第12条(不可抗力)

天災地変、内乱等、その他やむを得ない理由により、個別契約の履行不能又は履行遅延、試料の破損等が生じたときは、委託者又は JECTEC は相手方にその旨を通知することにより個別契約を終了させることができます。費用の取扱いについては、両者協議してその措置を決定するものとします。

第13条(協議事項)

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じたときは、両者誠意を持って協議の上、解決するものとします。

以上